

八戸市中心市街地活性化協議会（臨時会）  
議 事 録

- 1．開催年月日 平成20年5月21日（水） 13：00～13：30
- 2．開催場所 八戸商工会館4階大会議室
- 3．出席者数
- |           |     |
|-----------|-----|
| (1)委 員    | 21名 |
| (2)オブザーバー | 1名  |
| (3)事務局    | 6名  |
| (4)八 戸 市  | 6名  |

4．議事の概要

事務局から開会を宣し、会長 橋本昭一の挨拶の後、事務局から規約第14条により委員37名の内、21名が出席したことから定足数を満たし、協議会として成立する旨及び会長が議長となる旨を説明。また事務局から、3月17日に開催した第3回協議会後の3月24日に八戸市長に対し、八戸市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書を提出したことについて報告を行った。その後議長は直ちに議事に入った。

第1号議案 八戸市中心市街地活性化基本計画（案）について

議長は、八戸市中心市街地活性化基本計画（案）の修正について八戸市に説明を求め、八戸市総合政策部中心市街地活性化推進室 風張室長から、意見書を受け取ってから現在に至るまでの経緯及び経過の説明と、基本計画（案）に関して、目標と指標の重点化及び現時点でスケジュールが明確でない民間事業を数値目標の積算に勘案しないことで修正を行ったことについて説明がなされた。議長が議場に意見を求めたところ、下記のとおり意見が出された。

- ・事業内容が明確でないために数値の積み上げからはずしたということか。
- ・事業内容が明確化した段階で事業効果を基本計画の目標数値に反映させるということか。
- ・活性化の目標と指標を絞り込み、それぞれを分かりやすく対応させたということか。
- ・数値目標に反映されなかった事業についても、今後事業が具体化すればその効果を計画に反映させることが出来るのであれば、今回の変更については理解できる。
- ・中心市街地活性化を進めるためにも、基本計画（案）が早期に認定され、計画掲載事業を進捗させる必要がある。
- ・いつまでも新たな民間事業が立ち上がるのを待っているのではなく、今回のタイミングで申請し、基本計画（案）が早期に認定され、市とともに現在ある中心市街地活性化のための事業を進めていくべきである。

議長は、議決を議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり可決され、案件を終了した。

次いで、市よりパブリックコメントの募集を実施すること、国との協議の中で基本計画（案）に多少の変更が加えられる可能性がある旨説明があり、それについても了承された。

事務局より構成団体である八戸市の機構改革及び人事異動により、妻神敬悦委員及び馬場良夫委員からそれぞれ高島司委員及び高谷勝義委員に変更されたこと、社会福祉法人八戸市社会福祉協議会の役員変更により、尾崎義明委員から川井一輝委員に変更された旨の報告があった。また、次回第4回協議会の開催について、平成20年5月29日14時00分から八戸商工会館4階大会議室で行う旨を説明した。

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、13時30分に閉会した。